



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 51号 2010.4.28 発行 社会政策研究所

=====

毎年のことながら、重要な会議がゴールデンウィーク前に目白押しでした。その様子を拾ってみました。

4月21日 厚生労働省政策会議

4月26日 障がい者制度改革推進会議

4月27日 障がい者総合福祉部会

委員のみなさんは宿題を抱えたまま、連休を過ごし、連休明けからまたもや猛仕事？もう仕事でしょうか。【kobi】

障害者虐待防止のための取り組みについて、4月21日の第15回厚生労働省政策会議で話し合われました。その際の資料がネットで提供されています。

<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/kaigi/2010/04/dl/k0421-1c.pdf>

< そのやり取りの記録から >

○一点だけ補足したい。昨年の臨時国会に自民党・公明党・みんなの党が虐待防止法案を提出し、継続審議となっている。私共も、別紙2に資料がある虐待防止法案を平成21年に当時の野党で共同提案している。自公案と我々の案は少しスキームが違っている。違う点は、我々の案は、虐待の通報は市町村に設けるセンターで一元的に受けて、企業内虐待は労働局、施設内虐待は都道府県に報告するというスキームを考えていた。自公案はこのあたりが異なっていた。虐待防止については、現在、障がい者制度改革推進会議で議論されている。また、来週27日からは自立支援法の見直しを検討する部会も設置され、この中でも何らかの形で議論が行われるのではないかと。

○虐待は今日も起きていると考えた方がいい。議員立法が難しいということであれば、閣法で一日も早く成立を目指し、虐待の防止や介護者の支援を行うべきである。知的障害の方に性的虐待を行い、子どもができていたという事件などひどい虐待がいくつもある。政府に対してというよりは、仲間である各議員に訴えたい。是非、この思いを共有できればと思う。

○このところの知的障害者の施設での虐待の有り様は目に余る。私もそのように感じており、しっかり対応していく必要がある。今の状況は、障害者虐待については、野党案が出ている状況である。これまでの経緯を言うと、児童虐待からスタートして、子どもに対する虐待防止法ができ、その後、高齢者虐待防止法ができた。いずれも議員立法で、高齢者については、その法案の附則に、障害者の虐待防止法制についても検討すると書かれていた。これを受ける形で、昨年の通常国会に、自公案が提案され、我々も当時の野党としてもきちんと法案を作り提出した。その後、衆議院が解散され廃案になった。我々は、当時ヒアリングをしていた中で、病院、とりわけ精神科病院での虐待も定義に入れるべきではないかという議論をしていた。自民党は病院側のヒアリングをしておらず、残された論点にな

っていた。当時、自公と協議していたが、当時の与党は定義の議論として踏み出せず、附則で検討することとすることにしようとしていた。病院関係者等のヒアリングもしっかりやらないといけない。この会議でのヒアリングなども考えていく必要があると思う。

○今、児童養護施設の実態調査をやっている、もうすぐ結果がでる。障害児については、実態把握をやったことがあるか。

●障害児施設については、児童福祉法で対応しているが、きちんとした実態把握はできておらず、課題と考えている。

○実態調査をやっていたことで、防止効果もあると思うので、検討いただきたい。

●現在、推進会議で議論しているということだが、当事者の方は、今すぐやって欲しいという感じなのか。もうちょっといいものにしたいので、急がないという感じなのか。

○一度、推進会議のテーマにあがって、議論が行われている。その時には、早急にという意見よりも、虐待の定義や通報義務の対象等中身の議論が行われている。今国会ですぐにという感じではないという印象を受けた。

○施設の虐待もあるが、一般就労をしている方についてもある。トライアル雇用で雇用されたが、トライアルの期間が切れたら解雇されたという事例もある。議員をしていた自治体では、ファミレスで台所用漂白剤に顔をつけられたという例や、お金をポケットに入れられて盗んだといわれたという例も聞いており、悔しい思いをされている。就労を止めている方の事例をヒアリングも含め、聞いていければいいと思うが、どのように進めればいいのか。

○ヒアリングは、すごく難しい。施設や企業にいる方であれば、それが無くなったらどうなるだろうと考えてしまう。本当のことを聞くのは難しく、変に擁護にまわってしまったりするのが実情。ヒアリングをしても実情が聞けるかどうかという点で難しい。

●この問題は難しいと思うが、実際におこっているのだから、実態把握をすることは大事。何か検討できるか。

●障害者で働いている方の支援はハローワークでやっており、離職した方についても、ハローワークに報告が出てくる。離職者が多いところを分析することを考えてみることはできるのではないと思う。トライアルの助成金の話がでたが、一方で、助成金があるために就職できている方もいる。功と罪がある。トライアルの期間が切れて多くの方が離職しているような事例はおかしいと思うので、そのような事例を把握するやり方は検討したい。

○障害者の虐待防止法の対象となるものとして、企業内というのは新たな考え方だと思う。児童虐待防止法、高齢者虐待防止法の狭間にあったものだと思う。そうであれば、就労場所での虐待を把握していくことを考えないと難しいと思うが、把握は難しいのか。

●18歳未満の方は児童虐待防止法で、家庭内、施設内が対象となっている。高齢者も同様である。その中間のものがなかったので、障害者虐待防止法においては、施設・家庭内に職場も含め仕組みを御議論いただいていたと承知している。

○就労場所での虐待を把握する方法を考えなければ、活かされないと思う。

○虐待は影に隠れていて表に出ない。ジョブコーチが職場を巡回して見つけたり、様子を見ておかしいので話を聞いて判明する場合もある。ハローワークもやっているが、権利擁護の方法として、自治体が一番いいと思うが、就職先に介在できるような取組を制度化する方向で持っていくべきではないか。

○虐待防止ではないが、自立支援法に関わる問題として、知的障害者の入所施設の方から自立支援法の新体系移行について、厳しい目標が出されているという声が届いている。2月の予算委員会での質疑の際に、大臣が新体系移行を推進すると答弁したことが波紋を呼んでいる。推進するという言葉が一人歩きしている。また、3月4日の担当者会議で、地域移行を1割進めるという目標が提示され、更に混乱している。1割の移行を進めるとするのは強制ではないと言っていたらいい。現場からは、民主党は本当に自立支援法を廃止するつもりがあるのかという声もあがってきている状況。よろしくお願ひしたい。

○私も全国でいろいろと話をすることがあり、御意見をいただいているが、整理して明確に

しておきたい。自立支援法は廃止して、25年8月までに新法を作るという方針を出されている。一方、これまで、自立支援法ができてから、5年間の移行期間を設けて新しい体系に持っていこうと進めていた。移行に関して、報酬の上乗せや激変緩和措置等も講じてきた。今、新体系への移行を進めるという方針を緩和すると、新体系に移行しなくてもいいという流れになる。そうなれば、新しい制度を導入する際に、さらに移行期間を設けることになると思う。そうなれば、しばらくは何もできなくなる。本意ではないが、自立支援法の新体系には移行していただいて、その後の新制度の準備をしていただく形にしないと更に混乱する。皆さんにおかれても、このような説明をお願いしたい。

○反論する訳ではないが、制度改革推進会議等の議論を待ってられないという声があるので、どうするかということだと思う。新しい制度ができるまで待つというのではなく、現行法の改正も含め、できるものをやるというスタンスを作っていくべきではないか。先ほど、実態把握のためのヒアリングは難しいと申しあげたが、先日の視察の話をする、そもそも、実習にきた学生がやり方がおかしいのではないかと相談したことで発覚した。第三者の目は大事だと思った。

○障害者の虐待に関して、妊娠をしているということで発覚したものがあつたが、性的虐待が他にどのぐらいあるのか。妊娠しないとわからないのではないか。的確に証明ができずに泣き寝入りが多いのではないか。

●大変深刻な問題。実態を踏まえながら、しっかりと対応していきたい。

初の省庁会合、議論が平行線にも—障がい者制度改革会議

内閣府は4月26日、「障がい者制度改革推進会議」の第9回会合を開き、関係省庁からのヒアリングを初めて実施した。会合後の記者会見で、福島瑞穂内閣府特命担当相と同会議の藤井克徳議長代理は、「議論が深まったところと平行線をたどったところがあつた」と総評した。

会合には、法務、文部科学、総務3省の政務官と課長クラスなどが出席。司法手続き上の障害者の位置付け、障害児の教育制度、障害者の政治参加などについて、同会議の質問に対し各省が回答した。

障がい者制度改革推進会議室の東俊裕室長は会見で、「法務省の中村哲治政務官は『現場の声を聞かせてもらいたい』としていたが、これまでも再三言ってきているので、『何を今さら』という印象」と法務省の姿勢を批判。文科省についても、「障害児の教育については、かなり議論が平行線をたどった」と述べた。ただ、「今後の姿勢に期待できる面もあつたため、前向きに受け止めたい」とした。

一方、総務省は、階級政務官が選挙公報で障害者が得られる情報を重視する姿勢を示し、NHKに夏の参院選から手話や字幕付きの政見放送を実施するよう求めるなどと明言したため、東室長は「政治としての方向性が明らかになった」と総務省の姿勢を評価した。

次回会合は5月10日に開かれ、厚生労働、総務、国土交通3省からヒアリングを実施する。

(2010年04月26日 23:14 キャリアブレイン)

障がい者総合福祉部会が55人体制で初会合、6月に緊急対策案

内閣府の「障がい者制度改革推進会議」は4月27日、廃止される障害者自立支援法に代わる新法「障がい者総合福祉法」(仮称)のあり方について議論する「総合福祉部会」の初

会合を開催した。55人の委員が一堂に会し、障がい者新法の方向性を示すとともに、緊急対策が必要とみられる案件を6月までに整理する。

■部会長は日本社会事業大の佐藤教授

冒頭、同部会の部会長に日本社会事業大の佐藤久夫教授、副部会長にNPO法人障害者インターナショナル日本会議の尾上浩二事務局長と明治学院大の茨木尚子教授が選出された。

■終了時間を80分超過

初会合では、23人の委員からヒアリングした。各委員の発言は所定時間を上回ることが多く、終了予定時間を80分超過した。

佐藤部会長と尾上副部会長は初会合後の記者会見で、「応益負担の見直し、制度の“谷間”で苦しむ発達障害者や難病患者の救済策、利用しやすい移動支援は早期の対応が必要」と指摘。早ければこれらの制度化を来年度にも実現したいとの考えを示した。

障がい者制度改革推進会議室の東俊裕室長は初会合について、「国土交通省や文部科学省の案件など、厚生労働省では扱えない意見も多数あった」と述べた。

次回会合は5月18日に開催され、委員からのヒアリングをすべて終える予定。5月末までに緊急対策案をまとめて6月の会合で検討、早ければ7月から来年度予算案に盛り込める案件の詳細を詰める方針だ。ただ、東室長は「55人の委員の合意を1回の会合で得るのは難しいだろう」としている。



「障がい者制度改革推進会議」の総合福祉部会が初会合を開催した(4月27日、厚生労働省内)

(2010年04月27日 22:38 キャリアブレイン)

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行